

認地第244号
令和7年（2025年）8月27日

各施設長 様

熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症施策・地域ケア推進課長

令和7年度（2025年度）熊本県権利擁護推進員養成研修
（施設長等研修）の受講者募集について（通知）

平素から本県の高齢者権利擁護の取組に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記研修につきましては、「高齢者権利擁護等推進事業実施要綱」（令和6年3月29日付け老発0329第2号厚生労働省老健局長通知別紙）に位置づけられており、本県においても、介護現場での権利擁護の取組を指導する人材を養成することを目的として、例年実施しているところです。

今年度も別添募集要項のとおり受講者の募集を開始しましたのでお知らせします（※1）。

高齢者権利擁護、身体拘束の廃止に向けた取組及びストレスマネジメント等をテーマとした講義やグループワークを予定しており、貴施設における権利擁護の取組に資する内容かと存じますので、ぜひ積極的にお申込みください。

なお、本研修は「令和7年度（2025年度）熊本県認知症介護の質の向上支援事業」に位置づけられており、認知症ケア・マッピングの受講要件の1つとなります（※2）。

認知症ケア・マッピングは一旦締め切っておりますが、後日、県ホームページ等で追加募集を行いますので、対象期間において対象となる研修を修了した（修了する見込みのある）従事者が勤務する事業所におかれましては、ぜひ本研修を受講の上、認知症ケア・マッピングの受講申請も御検討ください。

※1 募集記事は県ホームページにも掲載しております。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/33/212157.html>

※2 認知症ケア・マッピング：詳細は別添ちらしをご覧ください（今年度は15事業所を上限に募集）。

本研修（インプット）と認知症ケア・マッピング（アウトプット）をセットで提供することにより、認知症介護の質の向上を図ります。

【お問合せ先】

熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症施策・地域ケア推進課 八田、杉谷

TEL：096-333-2216

E-Mail：yatsuda-a-dd@pref.kumamoto.lg.jp

令和7年度（2025年度）熊本県権利擁護推進員養成研修
（施設長等研修）募集要項

1 目的

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号）の趣旨の理解、虐待の未然防止や早期発見に向けた取組及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得していただくための研修を実施することにより、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成することを目的とします。

2 対象者

介護保険法に規定する以下の施設等において、介護等の運営面に関し指導的立場にある施設長及び介護主任等。

- ・ 介護保険施設
- ・ 特定施設入居者生活介護事業所
- ・ 認知症対応型共同生活介護事業所
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所

3 日程

令和7年（2025年）9月22日（月）及び11月17日（月）

※2日間とも参加することを受講の条件とします（1日のみの受講はできません）。

4 実施方法

Zoomを使用したオンライン研修（パソコン1台につき1人の受講とします。）

※ 出欠をとりますので、カメラ付きの端末で受講してください。

5 定員

30人程度

※ 定員を超過した場合は、1法人につき1人の受講とし、かつ、初めて受講する方を優先します。それでもなお超過する場合は、地域バランス、施設種別、役職等を勘案して受講者を決定しますので、あらかじめ御了承ください。

6 研修内容（予定）

【1日目】令和7年（2025年）9月22日（月）午前9時30分～午後4時55分

教科名	研修時間（分）
開講式・オリエンテーション	25
行政説明	20
身体拘束の廃止に向けた取組等Ⅰ	90
高齢者権利擁護～高齢者虐待防止等～	90
身体拘束の廃止に向けた取組等Ⅱ	60
身体拘束の廃止に向けた取組等Ⅲ	60
自施設実習の説明	10

※ 第1日の研修内容を踏まえ、自施設における実習（取組の推進）成果をレポートにまとめいただきます。提出期限等は追ってご連絡します。

【2日目】令和7年（2025年）11月17日（月）午前9時30分～午後5時15分

教科名	研修時間（分）
オリエンテーション	10
ストレスマネジメントについて	50
改善に向けた事例検討・意見交換Ⅰ	60
身体拘束の廃止に向けた取組等Ⅳ	70
改善に向けた事例検討・意見交換Ⅱ	60
事例発表	60
身体拘束の廃止に向けた取組等Ⅴ	60
閉講式	5

※ 事例検討・意見交換は、受講者が提出したレポートを用いて、グループワークにより行います。

7 受講料

無料

8 申込み方法等

（1）申込み方法

以下の URL もしくは二次元コードから必要事項を入力の上、LOGO フォームにてお申込みください。

【URL（インターネット）】

<https://logoform.jp/form/x4b6/1186065>

【二次元コード（インターネット）】



（2）申込み期限

令和7年（2025年）9月12日（金）

※期限を過ぎた場合は受け付けられませんので、御注意ください。

9 受講の可否について

受講の可否は、申込時に入力されたメールアドレスに御連絡します。
また、受講が決定した方には、受講決定のお知らせをお送りします。

10 お問い合わせ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1
熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症施策・地域ケア推進課 八田・杉谷
電話：096-333-2216

～介護事業所の皆さまへ～ 認知症ケア・マッピング(DCM)を受講しませんか？

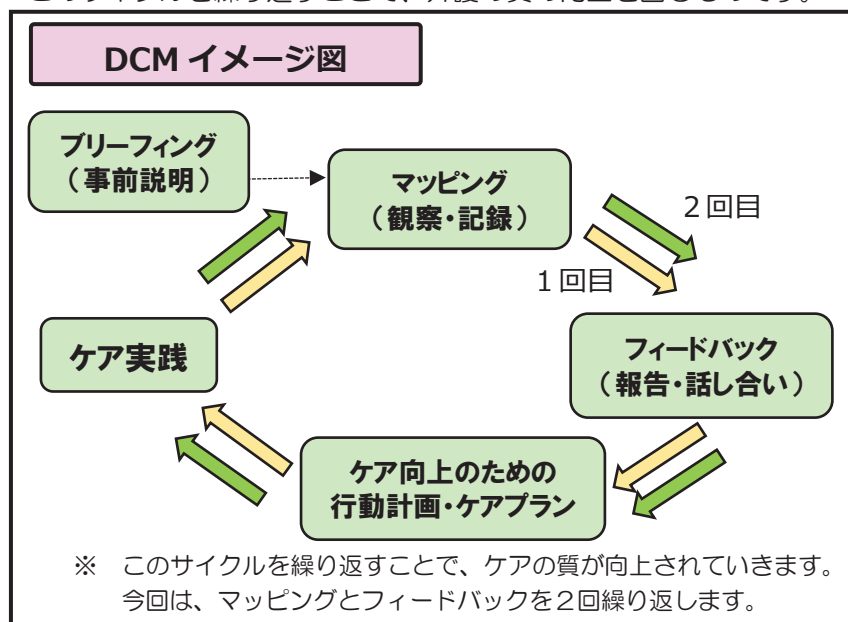
★認知症ケア・マッピング(DCM)とは？

パーソン・センタード・ケアの理念を実践するために考案されたもので、認知症の人の行動はケアを反映しているという考え方のもと、認知症の人の表情・行動等を観察・記録する手法です。

具体的には、研修を受けて「マッパー」という資格を取得した者が、事業所の共有スペースにおいて、認知症の人を6時間、5分ごとに観察・記録し、①本人がどのような行動に携わっているか②本人がどのような状態にあるか③本人と介護スタッフとの関わりについて、客観的な指標に基づき、記録・評価を行います。

マッパーは、この実践・評価の結果を介護現場のスタッフにフィードバックし、ケアの向上についてともに考え、アドバイスします。これを介護現場におけるケア実践につなげていただきます。

このサイクルを繰り返すことで、介護の質の向上を図るものです。



受講までの流れ

- ①事業所が県に受講申請書を提出
- ②県が選考後、事業所に受講決定通知（※）
- ③県が委託した団体（受託者）と日程調整
- ④ケア・マッピング実施（事業所は、1回目と2回目の後にそれぞれ対応報告書を作成し、受託者に提出）

※マッパー派遣の謝金、旅費は県負担です。
※受講事業所の数に上限があります。

【対象となる事業所】

認知症介護の質の向上に取り組む意欲のある県内の介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護事業所（地域密着型を含む。）、認知症対応型共同生活介護事業所、その他県が必要と認める事業所

【受講要件】

以下の①②のいずれかの研修を修了した従事者が勤務する事業所又は令和7年度（2025年度）に修了する見込みのある従事者が勤務する事業所。

なお、③の研修についても修了した従事者が勤務する事業所又は令和7年度（2025年度）に修了する見込みのある従事者が勤務する事業所が望ましい。

①熊本県権利擁護推進員養成研修（施設長等研修）②熊本県有料老人ホーム等施設長等権利擁護推進研修③熊本県介護施設等従事者権利擁護推進研修（看護実務者研修）

～よくあるご質問～

Q. 評価結果次第では、スタッフの意欲が下がるのではないかと心配です。

⇒DCMは、認知症の人の視点に立ち、その方の可能性に着目して行われるもので、客観的な指標に基づき評価を行います。そして、どのような関わりを持てば、よりよい状態で過ごしてもらえるかについて、スタッフの皆さんで考え、話し合ってください、ケアに反映していただきます。決して施設や職員を責める主旨で行うものではなく、個人を特定し評価することはありませんのでご安心ください。

Q. 感染拡大防止の観点から受講に不安があります。

⇒マッパーは、感染防止対策を十分に行った上で事業所に伺います。また、DCMは、利用者の皆さまとは一定の距離を保って実施します。

お問合せ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1

熊本県健康福祉部長寿社会局 認知症施策・地域ケア推進課（TEL 096-333-2216）

令和7年度(2025年度)熊本県権利擁護推進員養成研修 (施設長等研修)1日目

主催：熊本県(熊本高齢者の抑制を考える会委託)

日時：【1日目】令和7年(2025年)9月22日(月)9:30～16:55

開催形式：Zoomを使用したオンライン

(敬称略)

時 刻	時間	教 科 名	講師等
9:00 ～ 9:30	—	受付	
9:30 ～ 9:55	25分	開講式・オリエンテーション	
9:55 ～ 10:15	20分	行政説明	熊 本 県
10:15 ～ 10:25	10分	休憩	
10:25 ～ 11:55	90分	身体拘束の廃止に向けた取組等Ⅰ	松永 美根子
11:55 ～ 12:55	60分	昼食休憩	
12:55 ～ 14:25	90分	高齢者権利擁護 ～高齢者虐待防止等～	高崎 満佐彦
14:25 ～ 14:35	10分	休憩	
14:35 ～ 15:35	60分	身体拘束の廃止に向けた取組等Ⅱ	元田 真一
15:35 ～ 15:45	10分	休憩	
15:45 ～ 16:45	60分	身体拘束とICTの活用	野尻 晋一
16:45 ～ 16:55	10分	自施設実習の説明	蔵原 由花里

講師一覧(熊本高齢者の抑制を考える会)

役職	氏 名	所 属
会 長	松 永 美 根 子	社会福祉法人 ましき苑 特別養護老人ホーム花へんろ 参与
副 会 長	高 崎 満 佐 彦	医療法人 悠紀会 法人事務局 人材開発課 教育統括マネージャー
会 計	元 田 真 一	株式会社シンパクト ケアサポートメロン 所長
	那 須 久 史	熊本学園大学 社会福祉学部 特任講師
	金 森 直 美	医療法人 寿量会 熊本機能病院 医療連携部
	吉 田 亜 津 美	医療法人 光寿会 介護老人保健施設 なすび園 顧問
	蔵 原 由 花 里	社会福祉法人 滋敬会 地域密着型介護老人福祉施設 ヒューマン・ケア こうしの杜 管理部長
	出 永 徳 子	(元)社会福祉法人慈愛園 特別養護老人ホームパウラスホーム 施設生活部長
	野 尻 普 一	医療法人 寿量会 介護老人保健施設 清雅苑 施設長

令和7年度(2025年度)熊本県権利擁護推進員養成研修 (施設長等研修)2日目

主催：熊本県(熊本高齢者の抑制を考える会委託)

日時：【2日目】令和7年(2025年)11月17日(月) 9:30~17:15

開催形式：Zoomを使用したオンライン形式

時 刻	時 間	教 科 名	講 師 (敬 称 略)
9:00 ~ 9:30	—	受付	
9:30 ~ 9:40	10分	オリエンテーション	
9:40 ~ 10:30	50分	ストレスマネジメントについて	元 田 真 一
10:30 ~ 10:40	10分	休憩	
10:40 ~ 11:40	60分	改善に向けた事例検討・意見交換Ⅰ	熊本高齢者の抑制 を 考 え る 会
11:40 ~ 12:40	60分	昼食	
12:40 ~ 13:50	70分	身体拘束の廃止に向けた取組等Ⅳ	松 永 美 根 子
13:50 ~ 14:00	10分	休憩	
14:00 ~ 15:00	60分	改善に向けた事例検討・意見交換Ⅱ	熊本高齢者の抑制 を 考 え る 会
15:00 ~ 16:00	60分	事例発表	熊本高齢者の抑制 を 考 え る 会
16:00 ~ 16:10	10分	休憩	
16:10 ~ 17:10	60分	身体拘束の廃止に向けた取組等Ⅴ (管理者としての責務)	松 永 美 根 子
17:10 ~ 17:15	5分	閉講式	熊 本 県

講師一覧(熊本高齢者の抑制を考える会)

役職	氏名	所 属
会 長	松永 美根子	社会福祉法人 ましき苑 特別養護老人ホーム花へんろ 参与
副 会 長	高崎 満佐彦	医療法人 悠紀会 法人事務局 人材開発課 教育統括マネージャー
会 計	元田 真一	株式会社シンパクト ケアサポートメロン 所長
	那須 久史	熊本学園大学 社会福祉学部 特任講師
	金森 直美	医療法人 寿量会 熊本機能病院 医療連携部
	吉田 亜津美	医療法人 光寿会 介護老人保健施設 なすび園 顧問
	蔵原 由花里	社会福祉法人 滋敬会 地域密着型介護老人福祉施設 ヒューマン・ケア こうしの杜 管理部長
	出 永 徳 子	(元)社会福祉法人慈愛園 特別養護老人ホームパウラスホーム 施設生活部長